

ろうきんデータ伝送サービス利用規定

1. データ伝送の内容

この規定で定めるデータ伝送サービス（以下「本サービス」という）とは、当金庫に対して所定の申込手続きを完了したお客様（以下「利用者」という）と当金庫が、当金庫との取引に関するデータを通信回線を通じて授受するサービスをいいます。

2. 授受データの種類

授受データの種類は「ろうきんデータ伝送サービス利用申込書兼口座振替依頼書」（以下「利用申込書」という）により当金庫と契約したデータとします。

3. データの授受

利用者は、本サービスに関するデータの授受をデータ授受取扱者に委託することができます。この場合、利用申込書所定欄にデータ授受取扱者を記入するものとします。

4. 取扱要領

利用者およびデータ授受取扱者は、データの授受を行うにあたっての取扱時間、データの仕様および通信上の規約等については、当金庫が定める方法により行うものとします。

5. 本人確認

- （１）利用者は当金庫に対し、本人確認のためのパスワード等（以下「確認コード」という）を「ろうきんデータ伝送サービスセキュリティコード登録票」により届け出るものとします。
- （２）当金庫は所定の方法で送信された確認コードが届け出の確認コードと一致した場合は、送信者を利用者とみなしてデータの授受を行うものとします。
- （３）当金庫が上記（２）により処理した場合は、確認コードの盗用・不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責を負いません。

6. 秘密保持

利用者は、本サービスの利用により知り得た情報について第三者に漏洩してはならないものとします。漏洩により生じた損害は利用者が負うものとします。

なお、データ授受取扱者が第三者に漏洩した場合においても、そのために生じた損害は利用者が負うものとします。

7. 協議事項

- （１）データ授受に関して利用者と当金庫のあいだで疑義が生じた場合は、双方で協議するものとします。
- （２）利用者とデータ授受取扱者とのあいだで発生した問題は、双方で協議するものとします。

8. 変更・解約

- （１）利用者は、本サービス利用内容・届け出事項を変更する場合は、その変更内容を当金庫所定の申込書により当金庫に届け出るものとします。
- （２）本サービスは、利用者または当金庫の都合によりいつでも解約できます。
ただし、利用者の都合により解約する場合は、所定の申込書により当金庫に届け出るものとします。
- （３）本サービス利用内容の変更または解約は、当金庫の手続きが完了した時から効力を有するものとします。
- （４）上記（３）の手続き完了の前に生じた損害については、当金庫は責を負いません。

9. 規定の変更

- （１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- （２）上記（１）の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

10. 免責事項

本サービス利用に関し、天災・火災・騒乱等の不可抗力または通信回線の故障その他当金庫の責に帰する事のできない事由により発生した損害については、当金庫は責を負いません。

11. 利用手数料

- （１）利用者は本サービス利用に関する当金庫所定の利用手数料（消費税を含む）を支払うものとします。
- （２）利用手数料は、当金庫所定の方法により１ヵ月分を後払いの方法で、毎月当金庫所定の日に支払うものとします。
- （３）利用手数料は、当座勘定規定および普通預金規定の定めにかかわらず、利用申込書記載の指定預金口座から小切手の振出あるいは通帳および払戻請求書の提出を省略して引き落とすものとします。

12. 振込手数料

- （１）利用者は本サービス利用に関する当金庫所定の振込手数料（消費税を含む）を支払うものとします。
- （２）振込手数料は、利用申込書に記載された方法により支払うものとします。
- （３）振込手数料は、当座勘定規定および普通預金規定の定めにかかわらず、利用申込書記載の指定預金口座から小切手の振出あるいは通帳および払戻請求書の提出を省略して引き落とすものとします。

以　上